

法制定から半世紀経った産業保健



新潟県医師会

理事 中 平 浩 人

労働安全衛生法（安衛法）が1972年に施行されてから半世紀が過ぎました。この間、新潟県内の産業医の先生方の多大なるご貢献により、県内の産業保健が保証されてきました。

昨今は、安衛法上事業者に課せられた法的責務や労働契約法上の健康配慮義務の履行に重きを置く従来型と、法に依らない健康経営を主とする健康投資型が混在する構図になっています。大規模事業場を中心に健康投資型への関心が高く、健康経営がめざす生産性向上のためのプレゼンティーズム対策に焦点が当たっています。プレゼンティーズムの原因であるメンタル不調や筋骨格系の症状への対応は、基本的に従来型と同一の課題であり、健康経営の浸透が結果的に産業保健の過去にない活気に繋がっています。

そして、健康投資型では、効果の見える保健事業が重要になっています。そのためには、健康課題を見極め、その解決に必要なデータの活用が求められます。これに関して、医療保険者は2015年より「データヘルス計画」に基づく保健事業を推進しています。保険者は加入者の特定健康診査と特定保健指導の他、レセプトのデータを有しており、これらのデータ分析に基づく健康課題の可視化及び適切な保健事業の選定や効果的な実践、さらに結果の評価・改善をデータヘルスと呼んでいます。

しかし、医療保険者から事業場へのアプローチは難しく、データヘルスの推進には、事業場との協力・連携、すなわちコラボヘルスが鍵となります。2020年の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」改正でコラボヘルスが示されました。事業場には、各種職場健診結果（業務歴、既往歴、生活習慣情報を含む）、ストレスチェック結果、医師の各種面接指導報告書および労務管理情報などの労働者個人のデータがあります。保険者と事業場がそれぞれ保有するデータの特性を

生かし、前者がポピュレーションアプローチを、後者がハイリスクアプローチを担えば、産業保健の効果的な推進、ひいては生産性の向上に繋がると期待されています。コラボヘルスは、産業保健が手薄な中小規模事業場でその効果が高い可能性があると考えられています。また、健康経営とは言いながら、福利厚生の実施に留まっている例が多いという懸念も、データヘルスやコラボヘルスにより経営戦略としての健康施策に転換できる期待で払拭されます。

また、データヘルスやコラボヘルスは、技術革新やデジタル・トランスフォーメーション（DX）と相性が良く、厚生労働省はデジタル技術の活用に関する通知・通達を相次ぎ発出する他、「第14次労働災害防止計画（2023～27年度）」に「安全衛生対策におけるDXの推進」を盛り込んでいます。経団連もDX時代の労働安全衛生のあり方に関する提言を、今春出したばかりです。産業医にはこれらの潮流を業務に活かしていくことが求められます。

ところで、労働力人口が減少している我が国では、事業場数も減っていくと思われそうですが、総務省の経済センサスで、1999年を起点として、全事業所数及び50人未満の事業所が減少している一方、産業医選任が必要である50人以上の事業所数は企業の合併・買収や事業場の統廃合等により増加し続けていることが明らかになりました。産業医の需要が増す中、日本医師会は、産業医が直面する課題の解決と活動支援のため、日本産業衛生学会と共催で「全国医師会産業医部会連絡協議会」を2019年に立ち上げました。協議会では、「スキルアップ」「情報提供」「活動支援」「相談対応」に加えて、「事業場紹介」を5つ目の柱に掲げています。産業医の需要と供給とのマッチングは、医師会会員の先生方の関心が高い課題と認識しております。今後とも産業保健への一層のご指導をお願い申し上げます。